

第五章 要 領

目 次

第五章 要 領

5. 1	提出書類記入要領	要 - 1
5. 1. 1	様 式	1
5. 1. 2	現場代理人等指定通知	1
5. 1. 3	工事旬報	3
5. 1. 4	段階確認及び立会	3
5. 1. 5	施 工 計 画 書	3
5. 1. 6	各種提出書類	6
5. 2	成果品	7
5. 2. 1	成果品及び参考書類一覧	7
5. 2. 2	使用資材承認願	8
5. 2. 3	出来形図及び竣工図	8
5. 2. 4	オフセット図	12
5. 3	施工管理基準	14
5. 3. 1	目 的	14
5. 3. 2	適 用	14
5. 3. 3	構 成	14
5. 3. 4	工 程 管 理	14
5. 3. 5	出来形及び品質管理	14
5. 3. 6	写真管理及び写真撮影要領	14
5. 3. 7	管 理 の 実 施	16
5. 3. 8	出来形及び品質管理基準	20
5. 4	保安対策	23
5. 4. 1	標示施設設置基準	23
5. 4. 2	保 安 対 要 領	27
5. 4. 3	交通安全対策仕様書	29
5. 4. 4	交通安全の管理基準	30

第五章 要 領

5 . 1 提出書類記入要領

5. 1. 1 様 式

- (1) 用紙は原則としてA4判縦長とし、上部と左側は2cm以上の余白をとること。
- (2) 書類は定められた期限内に必ず提出すること。

5. 1. 2 現場代理人等指定通知

- (1) 受注者が本市に通知しなければならない現場代理人、主任技術者等の資格基準は次のとおりとする。

① 現場代理人

受注者は、自ら現場の運営・取締を行う場合の外は全て現場代理人を置かなければならない。

[資 格] 資格要件は特にないが、現場代理人は工事現場に常駐し（常駐義務緩和による兼務が認められた者を除く）、その運営取締を行うほか特に委任事項に限定がない限り契約約款に基づく一切の権限を行使するものであるから、少なくともこれらのことに対する意志能力のある者であること。

なお、主任技術者または監理技術者が常駐できる場合は兼務することができる。

② 主任技術者

受注者は、工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければならない。なお、請負金額が4,500万円以上のときは専任とする。

ただし、主任技術者は、密接な関係のある2以上の工事を同一業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は兼任できる。

[資 格] 建設業法第7条第2号に該当するもの。

③ 監理技術者

特定建設業者で、建設工事を施工するために締結した下請負代金の総額が5,000万円以上の場合は、主任技術者に代わり専任の監理技術者を置かなければならない。

[資 格] 建設業法第7条第2号及び第15条2号に該当するもの。

④ 専門技術者

一式工事として請負った建設工事でその内容が各専門工種から構成する場合、または許可を受けた建設業に係る建設工事に付帯する他の建設工事（許可をうけていない建設工事）を自ら施工する場合は、主任技術者又は監理技術者の外に、当該工事の施工と技術上の管理をつかさどる専門技術者をそれぞれ置かなければならない。

なお、専門技術者を置かない場合は、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた他の建設業者に、工事の施工をさせなければならない。

[資 格] 建設業法第7条2号に該当するもの。

※専門技術者は、それぞれの専門工種の資格要件が整っている場合は、監理技術者又は主任技術者と兼任することができる。

[参考]

建設業法第7条2号

- イ) 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。以下同じ。）を卒業した後5年以上ま

たは同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。以下同じ。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建設省令で定める学科を修めたもの

- ロ) 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有する者。
- ハ) 国土交通大臣がイまたはロに掲げる者と同等以上の知識及び技術または技能を有するものと認定した者。

建設業法第15条2号

- イ) 第27条第1項の規程による技術検定その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者
- ロ) 第7条第2号イ、ロまたはハに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに関し2年以上指導監督的な実務の経験を有する者
- ハ) 国土交通大臣がイまたはロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

建設業法第26条

建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第7条第2号イ、ロまたはハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。

2. 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負金額の総額）が第3号第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第15条第2号イ、ロまたはハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあつては、同号イに該当するものまたは同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。
3. 公共性のある工作物に関する重要な工事で政令に定めるものについては、前2項の規定により置かなければならない主任技術者または監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。
4. 指定建設業に係わる建設工事で国、地方公共団体その他政令で定める法人が発注者である工作物に関するものについては、前項の規定により専任の者でなければならない監理技術者は、第27条の18第1項の規定による指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、これを専任しなければならない。
5. 前項の規定により選任された監理技術者は、同項の工作物の発注者から請求があつたときは、指定建設業監理技術者資格証を提出しなければならない。

建設業法第26条の2

土木工事業または建築工事業を営む者は、土木一式工事または建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事または建築一式工事以外の建設工事（第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工するときは、当該建設工事に関し第7条第2号イ、ロまたはハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事に施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

2. 建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工する場合には、当該建設工事に関し第7条第2号イ、ロまたはハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

5. 1. 3 工事旬報

- ア. 工程管理に際し、受注者は工事施工前に「様-3 工事旬報」の予定欄に工事の予定を記入した工事旬報を工事監督員に提示して、その内容について打合せを行うものとする。なお、工事監督員の承諾を得たものについては、一部工事監督員に提出し、他の一部は受注者が保管するものとする。
- イ. 予定期間が終了したときは、その期間の実績を記入して工事監督員に提出するものとする。

5. 1. 4 段階確認・立会

『北海道建設部土木工事共通仕様書』I-1-1-1-23 工事監督員による検査（確認を含む）立会い等」による。段階確認及び立会は、別表「段階確認一覧表」及び「立会一覧表」のとおり実施することとする。

なお、表中の「確認程度」は、確認頻度の目安であり、実施に当たっては、工事内容及び施工状況を勘案の上設定することとする。

段階確認一覧表

工種	確認内容	確認程度
管布設工	土被り、占用位置	口径・管種毎に1回
下層路盤工	基準高、厚さ、幅、現場密度試験	1工事に1回

立会一覧表

工種	確認内容	確認程度
一般	材料検査	形状寸法、品質証明（日本水道協会検査証印）
管布設工	切替工	切替状況
	洗管工	洗管状況
	水圧試験	水圧試験状況
		材料使用前
		実施時
		実施時
		試験開始時及び完了時

5. 1. 5 施工計画書

(1) 一般事項

- ア. 工事契約後すみやかに提出すること。また、現場に応じ監督員より指示があった場合はそれに従うこと。
- イ. 現場に必要な内容を記載した上、一式として監督員に提出し承認を受けなければならない。また、原則として分割提出は認めない。
- ウ. 現地調査等を実施し、工事工程、施工方法等の検討を行った上、現場に適合した計画を立てること。
- エ. 記載内容のチェックを十分行った上で監督員に提出すること。
- オ. 様式はA-4版サイズで横書きとすること。
- カ. 表紙は、題名（施工計画書）、工事名及び受注者名を記載すること。
- キ. 計画内容に変更が生じた場合は、都度着手前に変更計画書を提出すること。

(2) 記載事項

施工計画書の記載内容については、別表「施工計画書作成要領」のとおりとし、各種別における留意事項について以下に記載する。

また、その他事項について監督員から指示があった場合はそれに従うこと。

① 工事概要

工事内容は、工事数量総括表の写しでもよい。

② 計画工程表

各工程における作業の初めと終わりが分かるネットワーク又はバーチャート等で作成する。

③ 現場組織表（施工体系図を含む）

現場代理人・主任技術者・運送責任者・機材責任者・労務責任者・安全衛生責任者・渉外責任者・地下埋設物保安責任者及びその他法令等で定める主任技術者または責任者を定め、組織の編成及び命令系統並びに業務分担が分かるように記載する。

⑥ 施工方法（仮設備計画、工事用地等を含む）

施工方法については、以下の内容等を記載すること。

ア. 準備工：現地測量、試掘工等

イ. 管路土工：舗装版破碎、掘削工、埋戻工、残土処理、土留工等

ウ. 管布設工：管据付、水圧試験、洗管工、切替工事等

エ. 舗装工：舗装復旧、舗装の種別及び構造等

仮設備計画については、以下の内容等を記載すること。

また、重量物を支持するものには応力計算書を添付すること。

ア. 土留、仮締切り、仮設足場：位置、構造、施工方法、使用材料及び緊急時の撤去方法等

イ. 作業用覆工板、栈橋等：構造図等

ウ. 水替工：ポンプの能力、台数、排水処理方法等

エ. 仮設道：位置、構造等

オ. 仮設電力：受電設備、使用電力量、受電容量、配線状況及び取扱責任者等

カ. 防寒工事：施工期間、施工数量、施工方法、使用材料、使用機器等

施工計画書作成要領

種別	細別	記載内容	添付書類
1	工事概要	工事名、工期、工事箇所、請負金額、発注者名、受注者名、工事内容	位置図
2	計画工程表	計画工程（工種別）	計画工程表
3	現場組織表 （施工体系図を含む）	組織編制、命令系統、業務分担	現場組織表、施工体系図、有資格者一覧
4	指定機械 （主要機械を含む）	機械名、規格、数量、使用工種、指定の有無（排出ガス）	指定（主要）機械一覧表
5	主要資材	資材名、規格、数量、数量計算式	主要資材一覧表
6	施工方法 （仮設備計画、工事用地等を含む）	作業フロー	作業フロー（工種別）
		施工実施上の留意事項	作業環境（土地利用状況、自然環境、近接状況等）、制約条件（施工時期、作業時間、交通規制）、関係機関との調整事項、現地調査結果（基準点、地下埋設物、防護方法等）
		施工方法	施工方法（工種別）
		仮設備計画	仮設備設置計画、仮設建物、仮置き場、安全管理に関する仮設備（安全看板等）
7	施工管理計画	品質管理	工種、測定項目、規格値、社内規格値、測定基準、測定箇所
		出来形管理	工種、測定項目、規格値、社内規格値、測定基準、測定箇所
		写真管理 段階確認（立会）	撮影項目、撮影頻度、撮影箇所 段階確認（立会）内容及び時期
8	緊急時の体制及び対応	緊急時の体制及び対応	事故発生時の組織体制及び連絡系統
9	安全管理	工事安全管理対策	組織編制
		第三者施設安全管理対策	北海道電力㈱、日本電通電話㈱、下水道整備課、その他関係機関との協議事項
		安全訓練等実施計画	安全訓練等計画内容、実施時期
10	交通管理	交通処理及び対策	運搬計画、交通安全計画、運搬経路、過積載防止対策
11	環境対策	環境保全対策	騒音、振動、水質汚濁対策、ごみ処理、事業損失防止対策（家屋調査、地下水観測等）
12	現場作業環境の整備	現場作業環境の整備	現場作業環境の整備に係る仮設、安全及び営繕計画、現場環境改善内容
13	建設副産物の適正処理計画	工事概要	工事名、工期、工事箇所、発注者名、監督員名、現場代理人名、廃棄物処理責任者名、工事数量、解体工事及び基礎工事等の請負業者名
		建設廃棄物の処分	建設廃棄物の種類、発生量、分別、保管、収集運搬、再生利用、処分方法等
		建設廃棄物の利用	再生利用する建設廃棄物の種類、再生利用量、利用用途、中間処理、施工方法、再生利用個別指定の申請等の法的手続きの方法
		委託処理	収集運搬及び処分業者の許可番号、事業の範囲、許可期限等
14	再資源利用計画及び再資源利用促進計画	再資源利用計画（実施）、再資源利用促進計画（実施）	再資源利用計画（実施）書、再資源利用促進計画（実施）書
15	社内検査	社内検査	氏名、身分（役職）、経歴、資格、検査項目、検査箇所
16	その他	その他	官公庁への手続き、地元への周知、休日等

・指定（主要）機械一覧表

工 種	機 械 名 称	規 格	台数	使用工種	排出ガス対策

・主要資材一覧表

資 材 名	規 格	数 量	単 位	計 算 式

5. 1. 6 各種提出書類

(1) 洗管計画書

洗管を行う路線、管径、延長、略図等を記入し、作業工程については事前に監督員と協議すること。

提出部数は1部とする。

(2) 切替計画書

切替日時、作業工程について監督員と十分協議を行い、位置図、配管詳細図、工程等を詳細に記入し、断水家屋がある場合はその位置図を添付すること。

提出部数は2部とする。

5. 2 成果品

5. 2. 1 成果品及び参考書類一覧

提出する成果品については、別表「成果品一覧表」のとおりとする。

また、GISの更新及び設計変更等に使用する参考書類について、別表「参考書類一覧表」のとおり提出又は提示すること。

なお、目録は成果品と参考書類を分けてそれぞれ作成すること。

成果品一覧表

成果品	添付書類	記載内容、様式
1 施工計画書	「5.1.5 施工計画書」参照	「5.1.5 施工計画書」参照
2 工事旬報	工事旬報	「5.1.3 工事旬報」参照
3 工事施工協議簿	工事施工協議簿	様式：「『北海道建設部土木工事共通仕様書』Ⅰ-第1編1章1節 総則（様式集）」
4 段階確認（立会）願	段階確認（立会）願一覧	実施日、実施内容
	段階確認（立会）願	様式：「『北海道建設部土木工事共通仕様書』Ⅰ-第1編1章1節 総則（様式集）」
5 工事写真帳	工事写真	工種、撮影箇所、設計値、実測値等
6 使用資材承認願	使用資材承認願一覧	資材名、製造者名
	承認願	資材名、検査基準等
7 試験成績書	試験成績書一覧	資材名、製造者名
	試験成績書	資材名、検査基準等
8 品質管理図書	品質管理総括表	工種、測定項目、測定数、規格値、社内規格値、測定値、ばらつき
	品質管理記録	様式：「『北海道建設部土木工事共通仕様書』Ⅲ-11 管理データ様式」
9 出来形管理図書 （切取供試体含む）	出来形管理総括表	工種、測定項目、測定数、規格値、社内規格値、設計値との差、ばらつき
	出来形管理記録	様式：「『北海道建設部土木工事共通仕様書』Ⅲ-11 管理データ様式」
10 出来形図	出来形図	「『水道工事共通仕様書』5.2.3 出来形図及び竣工図」参照
11 使用資材総括表	使用資材総括表	資材名、設計数量、使用数量、未搬入数量、比率
	搬入資材検査簿	様式：設計図書
12 安全訓練等実施状況報告書	安全訓練等実施状況報告書	実施日、実施内容、参加者等
	実施状況写真	実施内容
13 社内検査報告書	社内検査実施結果一覧	社内検査実施日、実施内容、検査結果
	請負工事社内検査実施結果報告書	様式：「『北海道建設部土木工事共通仕様書』Ⅰ-第1編1章1節 総則（様式集）」
	検査状況写真	工種、測点、設計値、実測値等
14 現場環境改善実施報告書	現場環境改善実施結果一覧	実施日、実施内容
	現場環境改善実施報告書	実施日、実施内容
15 工事特性・創意工夫・社会性等実施状況報告書	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書	様式：「『北海道建設部土木工事共通仕様書』Ⅰ-第1編1章1節 総則（様式集）」

参考書類一覧表

参考書類	添付書類	記載内容	備考
1 測量成果簿	測量成果簿	測量成果	調査完了時提出
2 試掘結果報告書	試掘結果報告書	試掘結果	調査完了時提出
3 舗装展開図	舗装展開図	舗装面積（種類及び管種別）	数量確定時提出
4 交通誘導警備員配置集計表	交通誘導警備員配置集計表	配置人数（資格別）	数量確定時提出
5 産業廃棄物処分量集計表	産業廃棄物処分量集計表	処分量（種類別）	数量確定時提出
6 発生土処理量集計表	発生土処理量集計表	処理量	工事完成時提出
	積載量確認資料（過積載防止対策）	積載量確認結果	工事完成時提出
	荷台寸法及び積載確認写真	荷台寸法	工事完成時提出
7 竣工図	竣工図	「『水道工事共通仕様書』5.2.3 出来形図及び竣工図」参照	工事完成時提出
8 オフセット図	オフセット図	「『水道工事共通仕様書』5.2.4 オフセット図」参照	工事完成時提出
9 給水台帳	給水台帳（写し）	記録、分水位置	工事完成時提出
10 管体状況報告書	管体状況報告書	工事名、試掘日時、試掘状況、施設状況等	工事完成時提出
11 マニフェスト（産業廃棄物管理票）	マニフェスト（A票、E票）	処分量	監督員請求時提示
12 安全管理記録	災害防止協議会実施記録	実施日、実施内容	監督員請求時提示
	店社パトロール実施記録	実施日、実施内容	
	安全巡視・TBM・KY等活動実施記録	実施内容	
	新規入場者教育実施記録	実施内容	
	過積載防止記録	実施内容	
	使用機械・車両の点検整備記録	点検内容	
	重機操作（人との分離措置）点検記録	点検内容	
	山留め・仮締切等点検管理記録	点検内容	
保安施設等の管理等の記録	点検内容		

5. 2. 2 使用資材承認願

「第二章 材料」規格品一覧表にある材料については不要とし、規格外品、特殊品、路盤等骨材、アスファルト合材等の使用資材について提出すること。

5. 2. 3 出来形図及び竣工図

(1) 出来形図

設計値と出来形測定値が異なる箇所を設計値（黒色）と出来形測定値（赤色）の2段書きとする。

(2) 竣工図作成の流れ

- ア. 竣工図の作成にあたり、出来形図をもとにA-1判修正図面を作成する。受注者は設計図と施工に疑義がある場合、コピーした設計図（A-1判）を赤色で加筆修正し監督員に提出の上、検査を受けること。
- イ. 上記修正図面の承認を受けた後、すみやかに竣工図の作成をすること。
- ウ. 竣工図作成に関する書類提出期限については、工事完成年月日をもって提出することとし、期限は厳守すること。
- エ. 受注者は竣工図面作成後、内容を十分チェックし、監督員に提出すること。

(3) 竣工図の規格

- ア. 平面図・縦断面図の縮尺は1/500以上とし、監督員の指示した縮尺とする。また、文字の大きさは3.5mmを基準として字体はゴシック体とする。なお、文字の大きさを3.5mm以下としたい場合は、監督員の指示を受けることとする。

イ. 管標示記号については、当市規格の記号を用い、その他図面記号は土木製図基準を用いる。

ウ. 文字及び線の表示はH・2H・3Hの濃さの鉛筆を用い、濃さを一定に保ちシャープな記入をしなければならない。(写植及びゴム印等は使用しないこと。)

(ア) 実線 見える部分の形を示す線・寸法線・引出線・破断線・輪郭線などに用いる。

布設本管 0.5~0.7mm

既設水道管 0.2mm

形状を表す線・輪郭線 0.2~0.8mm

寸法線・引出線 0.2mm以下

(イ) 破線 見えない部分の形などを示す線

線・寸法線などより太くする。

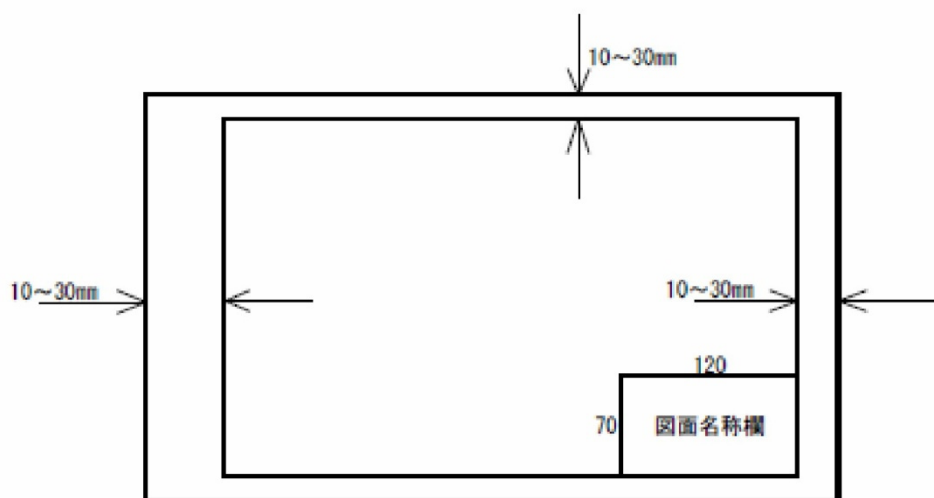
その他の場合に用いる破線は、その目的に応じて適当な太さにする。

(ウ) 一点鎖線 中心線・切断線・基準線・境界線・参考線などに用いる。

中心線・切断線などに用いるときは 0.2mm 以下の太さとし、その他の場合及び二点鎖線（一点鎖線の補助線とする。）は、その目的に応じて適当な太さにする。

エ. 図面には、外側に 10~30 mmの内枠を設ける。

オ. CADによる作図についても同様とする。



(4) 竣工図の構成

① 図面名称欄の記入

ア. 工事名を記入する。

イ. 施工業者名を記入する。

ウ. 図面縮尺を記入する。

エ. 着工及び完成年月日を記入する。

オ. 図面番号を記入する。(図面番号/工事竣工図面総数)

② 平面図の作成

ア. 現地用地図(現況がわかれば現況図)

イ. 家屋状況及び名前

- ウ. 道路番号及び道路寸法
- エ. 方位（原則として北を上方に向けて作成すること）
- オ. 使用したKBMの位置及び標高
- カ. 既設配管状況を含む、地下埋設状況を細線にて明示する。
- キ. 新設管布設の測点を記入の上、口径別記入例をもとに実線で記入すること。
- ク. 管種、口径、境界からの離れ及び弁類等設置を記号により記入すること。
- ケ. 水道管を切り替えるなどして廃止となった既設水道管は削除すること。
- コ. その他、監督員の指示する事項
 - ・ 仕切弁位置の寸法を記入。（宅地境界線位置、道路センター等）
 - ・ 地表物の記入。
 - ・ 道路交差点部分の測点を明示する。
 - ・ 給水管の接続箇所の記入。
 - ・ 平面図上においても、精度ある配管ラインを記入する。
 - ・ 町名を記入する。

③ 配管詳細図

- ア. 配管詳細図記入の際は、別紙標示記号をもとに実施すること。
- イ. 布設した配管内容がよくわかるように記入すること。
- ウ. 切管を使用した場合はその寸法を記入し、記号により明示しがたいものは標示記号及び名称を記入すること。
- エ. 配管詳細図は、原則として平面図と合わせて記入することとし、曲点・分岐部分等に測点を記入すること。
 - ・ 仕切弁・空気弁等地表物の測点の記入。
 - ・ 給水管分岐位置の測点・需要家名及び水栓番号・調定番号を明示する。
 - ・ 曲管等特殊部材については、詳細を明示する。
 - ・ 管種口径別に延長を明示する。

④ 詳細図（平面、断面、側面）

- ア. 特殊な仮設・伏越・圧入工法・橋潔添架等を行った場合は、本管布設とは別に図面を作成すること。この場合、形状寸法は確実に記入すること。
- イ. 詳細図の作成に当たっては、事前に監督員と打ち合わせを実施し、指示に従うこと。

⑤ 縦（横）断面図

- ア. 地形の縦（横）断面図に管の布設状態、起点、分岐点、終点等を記入すること。
- イ. 下水道の位置及び高さを明示すること。
- ウ. 断面図には測点・単距離・地盤高・管中心高・土被り・管種口径等を記入すること。
- エ. 距離及び高さは小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで表示すること。
 - ・ 縦断面図に曲点・地表物の表示をすること。
 - ・ 縦断面図には、管布設管延長、管種、口径を記入すること。

⑥ 位置図

- ア. 原則として、1/15,000以上の市内平面図に、工事場所、工事路線の所在が明確にわかるよう記入すること。
- イ. 位置図は、完成図の右上に縦12.0cm、横9.5cm程度のスペースに記入すること。

⑦ 掘削定期図

- ア. 掘削定期図は、埋設位置、掘削定期寸法等の変化により、別々に記入しなければならない。

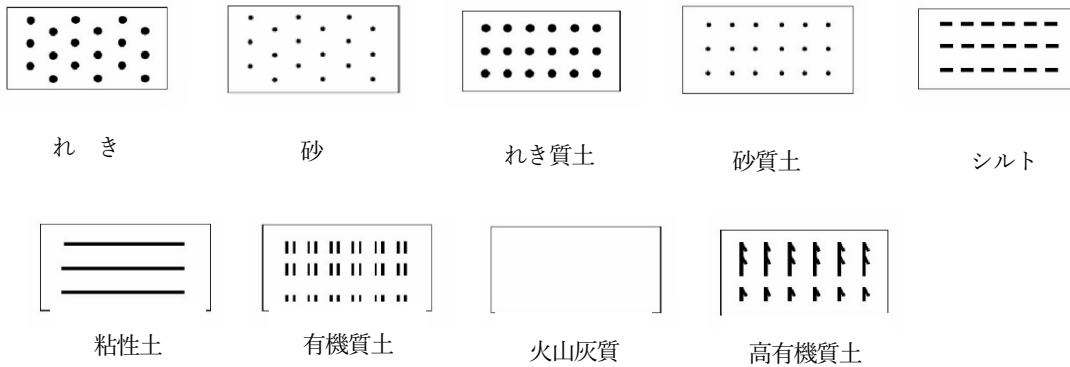
イ. 掘削定規図には道路境界からの離れ・埋設深度・管種口径・掘削定規寸法・地下水位等を記入すること。

ウ. 掘削定規図には、土質及び層厚を記入すること。

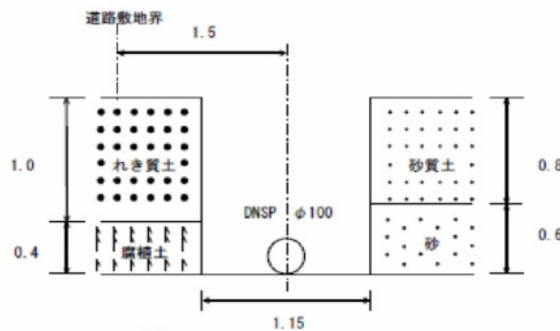
エ. 土質の記入方法は、下記の記号を用いて区分すること。また、土砂の入替等により、現状土質を変更した場合は掘削定規図左側に現状土質を記入し、右側に変更した土質を明示すること。

オ. その他特殊な場合は、監督員の指示により記入すること。

・土質記号



・掘削定規図記入例



(例) NS型ダクタイル鋳鉄管φ100、土砂の入替を実施し埋戻した場合

(5) 竣工図の提出

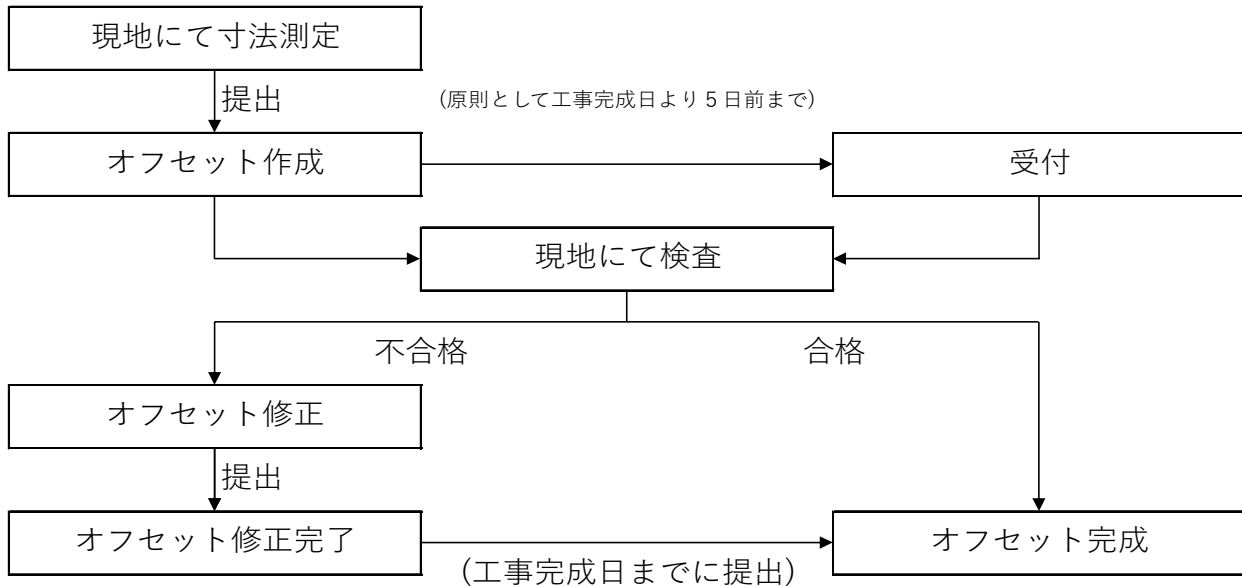
- ① 竣工図面 A-1判コピー 1部 (A-4判に製本の上、提出すること。)
- ② 原図またはCADデータ 1部 (第二原図または電子データ)

5. 2. 4 オフセット図

(1) オフセット作成の流れ

(施工業者)

(監督員)



オフセット作成内容

ア. 寸法は m 単位とする。また、数値は小数第2位まで測定し、5cm単位で表すこと。

<例>

25.22	———	25.20		25.23	———	25.25
25.57	———	25.55		25.28	———	25.30

イ. 弁類等のセンターから他の工作物までの距離を測定するものであり、巻き尺のたるみ、ねじれ等のないように行わなければならない。

ウ. 弁類のセンターから他の工作物までの測定方法は次のとおりとする。

- ① 中心から測るもの・・・マンホール、汚水柵、消火栓、用地境界、道路中心標
- ② つらから測るもの・・・電柱、信号柱
- ③ その他・・・建物（角から）

エ. 弁類等のセンターから他の工作物までの距離測定は3箇所以上測るものとし、なるべく20m以内の工作物を対象とすること。また、原則2箇所は、冬期の積雪状態でも確認しやすい構造物からの距離を測定すること。

オ. オフセット中の他の工作物等の記号は、別表-1を参照し記入すること。

カ. オフセット用紙は様-10を使用し、これに記入すること。

キ. 平面図及び位置図に方位を記入すること。

表-16 他工作物等の記号

記号	寸法	名称	記号	寸法	名称
	φ1.0	道路中心杭		□2.5	自記圧力計他
	□2.0	境界杭		2.0×3.0	雨水柵
	φ1.5	標示棒		φ2.0	公共柵
	φ2.0	単口消火栓		φ3.5	雨水マンホール
	φ3.5	双口消火栓		φ3.5	汚水マンホール
	φ2.0	電柱		φ3.5	NTT マンホール
	φ2.0	信号柱			建物
	φ2.0	テレビ共聴ホール			

5. 3 施工管理基準

5. 3. 1 目的

この基準は、土木工事の施工について、契約書類に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質の確保を図るのを目的とする。

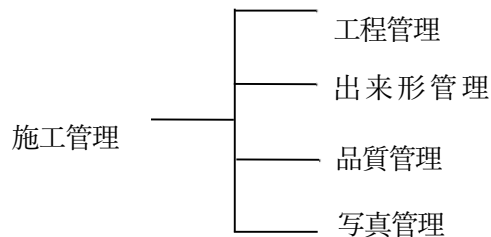
5. 3. 2 適用

この基準は、本市が発注する管工事の基準を示すものである。

ただし、工事の種類、規模、施工条件などにより、この基準により難しい場合は、監督員の承諾を得て他の方法によることができる。

5. 3. 3 構成

この基準における施工管理の構成は、次の通りとする。



5. 3. 4 工程管理

工程管理は、工事内容に応じた方式（バーチャート方式、ネットワーク方式等）により、作成した実施工程表により管理するものとする。

当初の工程と著しく差異が生じた場合には、人員、機械等の再編成を考慮し、工程の短縮作業を行い、監督員の承諾を得ること。

5. 3. 5 出来形及び品質管理

受注者は、図面及び仕様書に定められた工事目的の出来形及び品質規格を確保するために本仕様書の実施基準を満足するよう管理しなければならない。

なお、本仕様書に記載されていない工種、項目等についての取扱いは、北海道建設部土木工事共通仕様書による。

5. 3. 6 写真管理及び写真撮影要領

(1) 工事写真撮影目的

工事写真撮影目的は、管工事の施工内容を契約どおり実施したことを証拠づけるためのものである。

この要領は目的を的確に達成するため、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施行状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害状況等の撮影、整理編集等の寸法についてまとめた

ものであり、受注者はこれに従わなければならない。

(2) 撮影箇所

撮影箇所は、別表-17に示す箇所及び監督員が指定する箇所とする。

(3) 撮影基準

① 撮影内容及び基準

撮影内容及び基準は、別表-17に示すとおりとし、特殊な施工等の場合は監督員の指示に従うこと。

② 撮影位置等の表示

ア. 写真には工事名・工種・測点（位置）・管種口径・撮影対象・設計寸法・実測寸法及び施工業者名を明記した黒板をいれて撮影すること（図-52参照）。

イ. 位置の確認を容易にするため、できるだけ付近の家屋等の背景をいれること。

なお、一枚の写真では位置が不明となる場合は、はり合わせること。

③ 所定寸法等の標示

ア. 写真には、所定の施工寸法が判定できる様に必ず寸法を示す器具を入れて撮影すること。

イ. 寸法を示す器具は、撮影後判読できるものとし、次のいずれかを使用すること。

(ア) 箱尺

(イ) リボンテープ

ウ. 構造物に箱尺等をあてる場合は、目盛の零位点に留意すること。

エ. 寸法読みとり定規は、水平または鉛直に正しくあて、かつ定規と直角の方向から撮影すること。

④ その他

ア. 撮影箇所の周囲はよく整理しておくこと。

イ. 撮影方向は同一方向に撮ること。

ウ. 夜間工事は夜間の状況が判断できる写真であること。

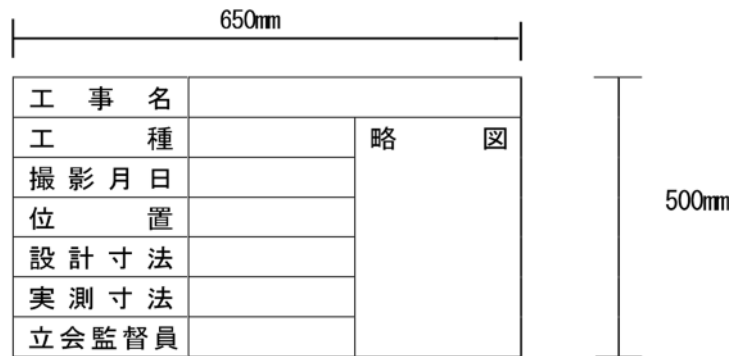
エ. 撮影は次の工程に移る直前に行うこと。

オ. 必要に応じて遠方とアップを撮影すること。

カ. その他記載のないものについては、北海道共通仕様書の写真管理基準を準用すること。

キ. 撮影内容、撮影基準が工事内容に合致しない場合は、工事監督員と協議の上、追加または削減するものとする。

図-52 黒板について



- 仕様
- | | |
|---------|------------|
| 1. 板地板 | 濃い緑または黒色 |
| 2. 線 | 白色太さ 2~3mm |
| 3. 板文字 | 白色ゴシック |
| 4. 記入文字 | 白色楷書 |

5. 3. 7 管理の実施

- (1) 受注者は、施工管理を実施するに当たって施工管理担当者を定め、当該工事の施工管理を掌握させ、常に監督員と連絡をとり、適確な管理が行えるようにしなければならない。
- (2) 施工管理者は、管理の実施に先立ち、その詳細について監督員と協議すること。
- (3) 本仕様書の測定（試験）等の実施ひん度（回数）等は、その標準を示したものである。従って現場状況の変化に応じて測定回数を適宜増加して所定の出来高、品質を得られるよう管理しなければならない。
- (4) 測定（試験）等は、工事の施工と並行して管理の目的が達せられるように速やかに実施しなければならない。
- (5) 測定（試験）の結果はその都度記録し、監督員に提示し承諾を得なければならない。
- (6) 測定（試験）値が甚しく偏向する場合、バラツキが大きい場合、または所定の範囲を外れる場合等は監督員の指示を受け、さらに精査のうえ原因をみきわめ、手直し、補強、やり直し等の処置を行わなければならない。この場合に起こる契約上必要とする措置については、一切請け負い者の責とする。
- (7) 既済部分検査、中間技術検査及び完成検査に際しては、あらかじめ監督員の検査を受けた確認済みの結果表及び出来形図を整えておかななければならない。

表-17 工事写真撮影箇所(1)

工種		撮影箇所及び内容	撮影基準	摘要
一般	着手前・完成	着手前及び完成	延長40mに1回	同一箇所、同一方向から撮影する。
	指定(主要)機械	指定(主要)機械	各種類毎に1回	
		排出ガス対策表示(ラベル)	各種類毎に1回	
	図面との不一致	図面と現地との不一致	必要に応じて	工事施工協議簿に添付する。
	段階確認(立会)	段階確認(立会)	実施毎に1回	工事施工協議簿に添付する。
	使用資材	形状寸法	各種類毎に1回	
		品質証明(日本水道協会検査証印)	各種類毎に1回	
	品質管理	品質管理	測定基準に準じる	
	出来形管理	出来形管理	測定基準に準じる	
	社内検査	社内検査	実施毎に1回	社内検査報告書に添付する。
現場環境改善	現場環境改善実施状況	各種類毎に1回	現場環境改善実施報告書に添付する。	
	工事特性・創意工夫・社会性等	工事特性・創意工夫・社会性等実施状況	各種類毎に1回	工事特性・創意工夫・社会性等実施状況報告書に添付する。
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回	
		保安要員等交通整理状況	1施工箇所に1回	
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回	安全訓練等実施状況報告書に添付する。
測量	測量	占用位置確認	延長40mに1回	測量成果簿に添付する。
仮設工	土留工	使用材料の形状寸法	各種類毎に1回	
		設置状況	延長100mに1回	掘削深さ1.5m以内での設置及び撤去が確認できるよう撮影する。
		根入れ	延長100mに1回	20cm以上確保されていることが分かるよう撮影する。
	覆工	施工状況(すりつけ等を含む)	延長100mに1回	
	仮設道路設置工	設置前・設置後の全景	1施工箇所に1回	
		施工状況(舗装構造、幅員、保安柵等)	1施工箇所に1回	
仮締切工	使用材料	1施工箇所に1回		
	仮締切状況	1施工箇所に1回		
土工	試掘工	掘削位置	全箇所	試掘結果報告書に添付する。
		埋設物の位置、土被り、配列	全箇所	
		既設舗装構成	舗装構成毎に1回	
		管体状況	各種類毎に1回	管体状況報告書に添付する。
	掘削工	舗装破碎状況	延長100mに1回	
		施工状況(機械、人力毎)	延長100mに1回	
	発生土処理	荷台寸法及び積載確認	運搬車両毎に1回	発生土処理量集計表に添付する。
		受入地(搬出前、搬出後)	1工事に1回	
埋戻工	転圧状況(層状転圧)	延長100mに1回	胴締め状況も撮影する。	
	転圧完了	延長100mに1回		
	各層の厚さ	延長100mに1回	各層の厚さは路体部30cm、路床部20cm以下とする。	
基礎工	砂利基礎、均しコンクリート	施工状況	全箇所又は延長100mに1回	
管布設工	管切断	防錆処置(使用材料、品質確認)	各種類毎に1回	鋳鉄管のみ実施する。
	管布設	管のつり込み状況	延長100mに1回	
		接合状況	延長100mに1回	接合確認については品質管理基準に準じて全箇所とする。
		オフセット測量(起点、終点)	1施工箇所に1回	

表-17 工事写真撮影箇所(2)

工種		撮影箇所及び内容	撮影基準	摘要
管布設工	管撤去	管弁類の撤去状況	全箇所又は延長100mに1回	
		積込状況	各種類毎に1回	
		処分状況	各種類毎に1回	
		既設管閉止状況	全箇所	
	ポリエチレンシブ等被覆工	被覆状況(ラップ長さ、固定箇所)	延長100mに1回	
		管明示の状況	延長100mに1回	
	管明示テープ工	設置状況	延長100mに1回	
	管理設標示シート	設置状況	延長100mに1回	管上30~60cmに設置する。
	洗管工	使用材料の使用前・使用後 実施状況	実施毎に1回 実施毎に1回	
	水圧試験工	予備加圧開始、試験開始(予備加圧終了)、試験終了状況	実施毎に1回	予備加圧は配水用ポリエチレン管のみ適用
	切替工	切替実施前・実施後	実施毎に1回	
	給水管	布設状況(本管分岐部からつなぎ変え箇所まで)	全箇所	分岐位置、需要家、配管状況を明示する。
	その他	穿孔状況	全箇所	
コア取付状況		全箇所	鑄鉄管のみ実施する	
付属施設	仕切弁	設置状況(座台、弁、弁筐等)	φ400以上は全箇所 φ350以下は5箇所に1回	水平が確認できるよう撮影する。
		完成	全箇所	
		その他弁類	設置状況(座台、弁、弁筐等) 完成	全箇所 全箇所
	消火栓	設置状況(座台、透水層等)	全箇所	水平が確認できるよう撮影する。
		排水状況	全箇所	
		完成	全箇所	
	鉄筋工	鉄筋の径、間隔及び継手の形状・寸法	打設ロット毎	
		溶接作業(作業状況、検査状況)	200箇所に1回	
	コンクリート工 型枠工	型枠設置状況(支保工の状況)	打設ロット毎	
		弁室の断面寸法及び鉄筋の被り	打設ロット毎	
		打設状況	打設ロット毎	
		弁室仕上がり状況	全箇所	
	その他	付属金物(足掛金具、中間ロット等)の取付状況	全箇所	
		コンクリート側塊積、弁室頂版据付又はブロック据付等の状況	全箇所	
		鉄蓋据付状況	全箇所	
標示棒等の取付状況		全箇所		
水管橋及び橋梁添架	水管橋	管体及び部材製作状況	1工事に1回又は搬入毎	
		下部構造(「仮設工」「土工」「基礎工」「鉄筋工」「コンクリート工、型枠工」による)		
		架設状況(つり込み、組立て)	1スパン毎	
		塗装(「塗装工」による)		
	橋梁添架	管材料検査	搬入毎	
		添架の状況	1スパン毎	
		塗装(「塗装工」による)		
	落橋防止装置等あと施工アンカー	材料搬入状況(長さ、径、本数等)	材料搬入毎	
		削孔状況(径、削孔長、孔間隔)	1施工単位に1回	
		定着状況(アンカー配置、検査状況)	1施工単位に1回	
推進工	仮設備工	刃口、支圧壁、推進設備の設置状況	実施箇所毎	
	立坑	「仮設工」「土工」「基礎工」「鉄筋工」「コンクリート工、型枠工」による		

表-17 工事写真撮影箇所(3)

工種		撮影箇所及び内容	撮影基準	摘要
推進工	推進工	管材料検査(推進用管、さや管)	1施工箇所に1回	
		掘削、残土搬出、裏込め注入作業、砂充填作業の状況	1施工箇所に1回	
円弧推進工	管布設	「管布設工-管布設」による		
	仮設備工	機械設備(ドリルラック、油圧ユニット等)の取付及び設置状況	実施箇所毎	
	立坑(貫入口含む)	「仮設工」「土工」による		
	推進工	管材料検査(推進用管、継手等)	1施工箇所に1回	
		アブローチ削孔、パイロット削孔、ブリーミング削孔、埋設管引込状況	実施箇所毎	
管布設	「管布設工-管布設」による			
舗装工	路盤工	転圧状況(層状転圧)	延長100mに1回	
		転圧完了	延長100mに1回	
		各層の厚さ	延長100mに1回	各層の厚さは20cm以下とする。
	不陸整正工 舗装工	不陸整正状況	延長100mに1回	
		乳剤散布状況	延長100mに1回	
		敷均し状況	延長100mに1回	
		初転圧状況	延長100mに1回	
		二次転圧状況	延長100mに1回	
		二次転圧完了	延長100mに1回	
		開放温度測定	1施工箇所に1回	50℃以下とする。
	コア採取状況	1施工箇所に1回		
	付帯設備	ガードレール及びガードパイプ、植樹、街渠、側溝、樹等の撤去及び復旧の施工状況	1施工箇所に1回	
	区画線工	施工状況	1施工箇所に1回	
		試験片採取状況	各種類毎に1回	
		プライマー塗布状況(溶融式のみ)	1工事に1回	
溶解槽温度(溶融式のみ)		1工事に1回	180℃~220℃とする。	
塗装工	塗装工	下地処理及び塗装状況	継手毎又は1スパンに1回	
		検査状況(膜厚、ピンホール、密着等)	継手毎又は1スパンに1回	
		仕上がり状況	継手毎又は1スパンに1回	
その他	防護工	つり防護、受け防護の施工状況(種類別)	延長50mに1回	
	産業廃棄物処分	積込状況	各種類毎に1回	
		運搬状況	各種類毎に1回	
		運搬車表示(産業廃棄物収集運搬車である旨、氏名又は名称、許可番号)	各運搬車毎に1回	自社運搬の場合は許可番号を省略する。
		処理施設搬入状況(許可看板含む)	各種類毎に1回	
	支障物件	支障物件	必要に応じて	
	工事完成後の確認が困難な箇所	水中又は地下に埋没する箇所等	必要に応じて	
	第三者の立会いを要するもの	立会い状況	必要に応じて	
	災害及び事故	工事中災害又は事故が発生した場合の現状及び復旧状況	その都度	
補償関係	被害又は損害状況	その都度		

5. 3. 8 出来形及び品質管理基準

- (1) 工事は全て設計どおりの形状寸法・品質で完成しなければならないが、そのように努力してもやはり曲部的に若干の誤差が出る。この誤差について許容できる範囲を本仕様書とこれにないものについては北海道建設部土木工事共通仕様書によるものとし、極端な過大あるいは出来形不足工事とならぬよう管理しなければならない。
- (2) 各工事ごとに許容範囲を次のとおり定めるが、列記しない特殊な工種のものについては、監督員の指示により管理しなければならない。
- (3) 測定基準において「〇〇に1箇所」等の表記となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。
- (4) 施工箇所が点在する工事及び施工箇所により道路管理者が分かれている工事については、施工箇所毎に測定基準を設定することとする。

表-18 出来形管理基準

工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	管理方式			備考	
				結果一覧表によるもの	出来形図に未書するもの	写真によるもの		
土工	基準高	±30	延長40mに1箇所	○	○	○	1. 法長、法面積は展開図とともに結果一覧表にまとめること。 『北海道建設部土木工事共通仕様書』Ⅱ-2-第1編4章4節2条1 掘削工（切土工）	
	幅	-100	延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所					
凍上抑制層	厚さ	-45	延長200mに1箇所（掘り起こして測定）	○		○	『北海道建設部土木工事共通仕様書』Ⅱ-2-第1編4章4節8条 凍上抑制層	
	幅	-50	延長80mに1箇所					
下層路盤工	基準高	±40	延長40mに1箇所	○		○	『北海道建設部土木工事共通仕様書』Ⅱ-2-第1編3章6節5条1 アスファルト舗装工（下層路盤工）	
	厚さ	-45	延長200mに1箇所（掘り起こして測定）					
	幅	-50	延長80mに1箇所					
歩道路盤工	基準高	±50	延長40mに1箇所	○		○	『北海道建設部土木工事共通仕様書』Ⅱ-2-第1編3章6節 歩道路盤工	
	厚さ	t < 15cm	-30					延長200mに1箇所（掘り起こして測定）
		t ≥ 15cm	-45					
	幅	-100	延長80mに1箇所					
アスファルト舗装工	厚さ	アスファルト安定処理	-15	1000mに1箇所（コブ採取）	○	○	1. 厚さの測定値は、直交する4つの測線の平均値とする。 2. 厚さ、幅、コブ採取位置を明示した出来形図を作成すること。 『北海道建設部土木工事共通仕様書』Ⅱ-2-第1編3章6節5条3 アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工） 『北海道建設部土木工事共通仕様書』Ⅱ-2-第1編3章6節5条5 アスファルト舗装工（基層工） 『北海道建設部土木工事共通仕様書』Ⅱ-2-第1編3章6節5条7 アスファルト舗装工（表層工） 『北海道建設部土木工事共通仕様書』Ⅱ-2-第1編3章6節 歩道舗装工	
		基層	-9					
		表層	-7					
		歩道舗装	-9					片側延長200mに1箇所（コブ採取）
	幅	アスファルト安定処理	-50	延長80mに1箇所	○	○		
		基層	-25					
		表層	-25					
		歩道舗装	-25	片側延長80mに1箇所				
区画線工	厚さ（溶融式のみ）	設計値以上	各線種毎に1箇所	○		○	1. 破線の塗布長及び間隔は1箇所30m区間で個々に測定し、塗布長の平均値をL、間隔の平均値をQとする。 『北海道建設部土木工事共通仕様書』Ⅱ-2-第1編3章3節12条 区画線工	
	幅	+20, -5	1施工箇所につき1箇所（車線境界線、外側線は上下線とも測定）					
	長さ（破線の塗布長）	±200かつL ≥ 設計値						
	長さ（破線の間隔）	±200かつQ ≤ 設計値						
基礎工 （砂利基礎） （均しコンクリート）	厚さ	設計値以上	延長40mに1箇所	○	○	○	1. 砂利基礎は、転圧後厚さを測定し、結果一覧表にまとめる。 2. 本体工事と同じ出来形図で管理する。 『北海道建設部土木工事共通仕様書』Ⅱ-2-第1編3章4節1条 一般事項	
	幅	設計値以上	延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所					
管布設工	土被り	±30	路線、口径、管種毎に延長40mにつき1箇所	○	○	○	1. 土被りは、最低土被り1.20m以上になるよう管理する。 2. 占用位置は官民境界からの距離とする。 『水道工事共通仕様書【土木工事編】』付4 出来形管理基準例	
	占用位置	±50						
推進工	土被り	±50	発進杭、到達杭、延長20mに1箇所	○	○	○	『水道工事共通仕様書【土木工事編】』付4 出来形管理基準例	
	中心線偏位	左右±50	延長20mに1箇所、延長20m以下の場合は2箇所					
弁室その他の構造物 （現場打ちのみ）	壁厚	-20	全箇所	○	○	○	1. 位置図を含め結果一覧表にまとめること。 『水道工事共通仕様書【土木工事編】』付4 出来形管理基準例	
	床版厚	-20						
	底版厚	-20						
	内空幅	-30						
	内空高	±30						

表-19 品質管理基準

土木工事

工種	測定項目		規格値	測定基準	備考
道路土工	現場密度試験		最大乾燥密度の90%以上	路線毎に1回	密度管理が不適当な土については、工事監督員の承諾を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができる。 『北海道建設部土木工事共通仕様書』Ⅱ-3-22道路土工
凍上抑制層	現場密度試験		90%以上	500㎡に1回	球体落下試験は、砂・火山灰等で現場密度試験ができない場合に適用する。 球体落下試験の1回の測定個数は10個とし、上限下限各2個を除き6個の平均値とする。 『北海道建設部土木工事共通仕様書』Ⅱ-3-23凍上抑制層
	球体落下試験	火山灰	6.0cm以下	500㎡に1回	
		砂（シルト分2%未満）	9.7cm以下		
下層路盤工	現場密度の測定	車道部	最大乾燥密度の97%以上	1000㎡に1回	『北海道建設部土木工事共通仕様書』Ⅱ-3-7下層路盤
		歩道部	最大乾燥密度の85%以上	3000㎡以下の場合は3回	
アスファルト舗装工	現場密度の測定	車道部	基準密度の96.5%以上	1000㎡に1回	本復旧のみ測定する。 『北海道建設部土木工事共通仕様書』Ⅱ-3-97アスファルト舗装
		歩道部	基準密度の90%以上	3000㎡以下の場合は3回	
	温度測定	初転圧前	110℃以上	随時 1日4回（午前・午後各2回）	
区画線工	塗料等の吐出量試験	加熱式ペイント	67ℓ/km以上	線種毎に1回（試験片採取）	試験片の裏側に日時、採取箇所、区画線種別、気温、塗料温度、溶解槽温度（溶解式）、測定値を記入する。
		加熱式ビーズ	56kg/km以上		
		常温式ペイント	48ℓ/km以上		
		常温式ビーズ	37kg/km以上		
	施工速度の測定	-		全施工延長分（カメラに記録）	『北海道建設部土木工事共通仕様書』Ⅱ-3-38区画線

管工事

工種	確認項目		確認方法	確認箇所	摘要	
管布設工	水圧試験		水圧試験報告書	全施工区間	「4.4.4水圧試験工」参照	
	継手部接合確認	配水用ポリエチレン管	EF接合	融着テープ	継手部全箇所	「4.1接合工事」参照
			BF接合	ハット融着継手作業記録		
	鋳鉄管	チェックシート				

※ 道路土工、凍上抑制層、下層路盤及びアスファルト舗装において、1施工箇所当たりの施工面積が50㎡以下のものは、『北海道建設部土木工事共通仕様書』Ⅱ-1-1-6-3品質管理(2)の「維持工事等の小規模なもの」に該当するものとし、監督員と協議のうえ、測定基準を設定すること。
なお、測定基準を変更する場合は、工事の目的及び機能を総合的に判断し、協議の内容を工事施工協議簿で双方確認すること。

5. 4 保安対策

5. 4. 1 標示施設設置基準

種 別	設 置 基 準
工 事 標 示 板	工事区間の起終点に設置する。ただし、短期間に完了する軽易な工事については省略することができる。
道路使用・占用許可 (協議) 標 示 板	工事区間の起終点に設置する。
道 路 標 識	工事現場の両端に設置する。
予 告 板	工事現場手前 50m、100mの位置に道路標識「注意」に補助板をつけて設置する。
迂 回 路 標 示 板	車両の迂回を必要とする場合は、迂回路入り口に設置する。迂回路途中の各交差点には道路標識「まわり道」に補助板を付して設置する。
昼 夜 間 作 業 標 示 板	夜間または昼夜兼行作業を行う場合は、工事標示板の上に設置する。
保 安 柵	交通の流れに直面する部分は全面、現場外周はおおむね 3m 間隔に設置する。
注 意 旗 及 び 注 意 灯	昼間は旗または注意灯、夜間は注意灯を交通の流れに直面する部分に設置する。 小型注意灯は、現場外周におおむね 5m 間隔に設置する。 ただし、状況により反射性のもの（スコッチライト等）をもってこれに替えることができる。
建 設 業 許 可 標 労 災 成 立 標 危 険 予 知 活 動 表	公衆の見やすい場所に掲示する。

危険な場所または長区間にわたる場所には、危険防止のため 200W 以上の白色照明灯を設置する。

(1) 一般基準

- ア. 工事現場に設置する道路標識は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定めるところによる。
- イ. 各標示板に記載する文字の書体は、原則として「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定めるところによるものとする。
- ウ. 標示板及び防護施設は堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明または反射装置を施すものとする。なお、標示板の大きさは、必要に応じて所定の比率のまま拡大できるものとする。

標示板 例

工事の内容、目的等をわかりやすい表現で標示する

工事の種類を標示する

工事名を標示する

※色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、工事名については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

注：現場の旅行業者の工事作業所及び現場代理人跡所等がない場合は施工会社のみの記載とする。

道路使用・占用許可（協議）標示板 例

道路使用・占用（協議）標示板	
許可内容	作業 のため 工事
許可の期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
申請者の住所・氏名	TEL
許可の番号	道路使用
	道路占用
許可の年月日	年 月 日
許可者	

建設業の許可標 例

元請け会社用

建設業の許可標	
称号又は名称	
代表者の氏名	
現場代理人氏名	専任の有無
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は 特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	
許可年月日	

下請け会社用

建設業の許可標	
称号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者氏名	専任の有無
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は 特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	
許可年月日	

賠償責任保険等成立標 例

賠償責任保険関係成立標	
保険関係成立年月日	年 月 日
労働保険番号	
事業の期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
事業主の住所氏名	
注文者の氏名	
事業主代理人の氏名	

危険予知活動表 例

月 日		危険予知活動表	
		作業所	
作業内容			
危険のポイント		私達はこうする	
参加者名 (サイン)			
会社名	リーダー名	作業員	名

各標示板は以下により作成すること。

1. 大きさは縦 40 cm×横 50 cm程度とする。(拡大しても良い)
2. 材質は、木製、金属製もいずれでもよい。
3. 地色は白色とし、文字は黒または青色とする。

5. 4. 2 保安対策要領

(1) 警察（交通課）に対する連絡通報に関すること。

- ア. 工事に着手するときは前日に、工事完了したときはその翌日に電話または口頭で警察署（交通課）に連絡すること。
- イ. 工事に伴い道路交通及び沿道の家屋、工作物等に危険を及ぼすような事故が発生し、または発生するおそれがあるときは、直ちに警察署（交通課）に通報すること。
- ウ. 前項の場合の通報体制（通報責任者の指定、通報の手段、方法等）については、工事着工手前に警察署（交通課）に届け出て承認を受け、または協議しておくこと。
- エ. 工事の方法を変更して作業を行う場合は、その都度事前に警察署（交通課）に届け出て指示を受け、または協議すること。

(2) 保安施設、道路標識等の整備に関すること。

- ア. 工区の両端及びその手前のおおむね 50m から 100m 前方に「道路工事中」の警戒標識（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定めるもの）を設置すること。
- イ. 工区の両側には、工事標示板・照明装置・防護柵等現場の状況に即した保安施設を設けること。特に歩道上または横断歩道上の工事もしくは、これらの場所を通行して歩行者に影響を与えるおそれがある工事をする場合は、その安全確保のため防護柵の設置、横断歩道の移設を確実にすること。

保安施設、道路標識等の設置については、別に警察署（交通課）に届け出て指示を受け、または協議すること。

- ウ. 夜間にあつては、事項（1）、（2）のほか、危険な箇所及び長区間の掘削現場にはおおむね 50m 間隔で 100W以上の白色照明灯を設置し、かつ、現場の両端及び周囲には、概ね 5m間隔で赤色注意灯を設置すること。
- エ. 工事に伴い公安委員等の設置した道路標識、道路標示を移設し、または損壊しなければならない事由の生じた場合は事前に届け出て指示を受け、または協議するとともに移設・工事中の管理・復旧などについては、施工者の責任において行うこと。
- オ. 工事用土砂の散乱等工事に起因して工事現場周辺の道路標識、道路標示が損傷した場合は直ちに警察署（交通課）に届け出て指示を受け、または協議するとともに施工者の責任において復旧すること。
- カ. 工区の両端の見やすい位置に、別途「道路使用・占用許可（協議）表示」を設置すること。

(3) 道路の使用範囲に関すること。

- ア. 工事のための道路使用は、次に定める範囲内において必要最小限度にとどめること。
- イ. 工事に際しては、工事現場の側方につぎのとおり有効幅を一般交通に確保して行うこと。
- ウ. 工事のための道路使用幅は、次によること。
 - (ア) 道路境界石及び側溝の工事は路端から 1m 以内、歩車道境界石工事は歩道及び車道各 1m 以内。
 - (イ) 街渠工事は、歩道 1m 以内。車道 1.5m 以内。
 - (ウ) 車道上の工事は、縦断 2 分の 1 以上の有効幅を一般交通に確保して行うこと。
- エ. 1 工区の施工延長は、土砂・資材・機具等の置場を含めて 120m 以内とする。
- オ. 2 工区以上を同時に施工する場合は、工区間の距離を 100m 以上とすること。
- カ. 夜間工事の現場は、施工時間以外は路面を復旧するか、覆工して全幅を一般交通に確保する

こと。

(4) 事故防止及び緊急措置に関すること。

- ア. 工事に際しては、道路及び隣接地盤の陥没、崩壊等の事故が発生しないよう行うこと。
- イ. 工事に伴い、影響を及ぼすおそれのある地下埋設物等は、関係機関及び当該埋設企業体と協議して、事前に移設・防護の措置をとり、事故の未然防止につとめること。送配電ケーブル等の保全、監視方法等については、前記関係機関と緊密に連絡を取り、その十分な指導監督を受けること。
- ウ. 工事に伴い道路交通及び沿道の家屋、工作物等に危険を及ぼすような事故が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、緊急の措置を要する場合には、警察署（交通課）その他の関係機関等に通報するとともに、危険区域の通行制限及び付近住民等の避難誘導の措置を講ずること。また、これらの措置のため必要な立看板・保安柵・ロープ・拡声器等の各資機材を準備しておくこと。

(5) 保安要員の配置に関すること。

- ア. 作業中は、工事現場の両端には昼間は赤旗（0.5m×0.5m）を、夜間は赤色の注意灯を持った保安要員を配置して、交通の円滑と事故防止につとめること。
- イ. 工事期間中は、路面及び保安施設の整備点検のため、保安要員を現場に常駐させ、工事に伴う各種事故の未然防止につとめること。

(6) 服装に関すること。

保安要員及び路上作業事員の着衣には黄色又は白色（反射式）の安全ベスト等を着用させ、かつ、ヘルメットを装着して事故の防止を計ること。

(7) 許可（施工）条件の周知徹底に関すること。

- ア. この条件は現場責任者・監督員・受注者及び現場作業員に周知徹底し、工事に伴う危険防止につとめること。
- イ. 工事期間中は、当該箇所の道路使用許可証（工事協議書）又はその写しを現場責任者に携行させ、現場警察官から掲示を求められた場合は、いつでも掲示できるようにすること。

5. 4. 3 交通安全対策仕様書

(1) 目的

この仕様書は、工事の施工に伴う道路などでの危険を防止するとともに、土砂などの運搬の用に供する大型自動車の使用について、必要な規制を行うことによって、交通の安全に寄与することを目的とする。

(2) 運用

工事の施工にあたり、道路交通法・道路法・道路運送車両法・土砂などを運搬する大型自動車による交通事故防止などに関する特別措置法などの関係法規を遵守し、交通の安全と円滑を図るとともに、関係法規の運営適用は、受注者の負担と責任において行わなければならない。

(3) 関係機関との協議

- ア. 一般交通の用に供している道路を工事のため占用する場合、あらかじめ監督員、道路管理者及び所轄警察署長と交通規制などの具体的方法について協議を行わなければならない。
- イ. ダンプトラック等大型貨物自動車によって、土砂及び工事用資材等を大量かつ集中的に輸送するにあたり、踏切・スクールゾーン等、事故が人名に重大な影響をおよぼす区間が輸送路（以下、ダンプトラック等の輸送路という）になるときは、輸送計画などについて監督員と協議するとともに、鉄道並びに道路管理者・所轄警察署・教育機関などと連絡を密にし、交通安全の確保に努めなければならない。

(4) 交通安全監視員の配置

- ア. 踏切、スクールゾーンなど、事故が人命に重大な影響をおよぼす区間には交通監視員を配置し、交通の安全と円滑を図るものとする。
- イ. 交通安全監視員は、交通安全に関する知識を有するものでなければならない。

(5) 交通事故の場合の措置など

車両などの交通による人の死傷又は物の損壊があったときは、道交法第 72 条による措置をとるとともに、直ちに監督員に通知しなければならない。

(6) 交通規制の方法

- ア. 複数車線の道路にあって、その一部の車線を通行禁止する場合の禁止区間の延長は、監督員・道路管理者及び所轄警察署長と協議し、その指示に従うものとする。
- イ. 2車線の片側通行禁止等の区間を設けた場合は、つねに円滑な交通が確保されるよう配慮しなければならない。
- ウ. 必要と認められるときは、適当な方法により交通誘導を行わなければならない。
- エ. 全面通行禁止を行う場合は、交通量に応じて適当なまわり道を設けなければならない。ただし、区域内居住者のために必要と認められる交通は、必ず確保するとともに、火災、その他の急を要する事態の発生に対し、すみやかに対処できるよう措置しておかななければならない。
- オ. 交通規制の期間を最小限にとどめるよう努めなければならない。
- カ. 交通制限を行う期間は、必要最小限度に行うよう努めなければならない。

(7) 工事区間の路面維持

工事区間内の一般交通の用に供している路面は、常に良好な状態を保つよう維持しなければならない。

(8) 道路標識などの設置

- ア. 工事を道路上において施工する場合、受注者は監督員・道路管理者及び警察署長の指示する

ところに従い、必要な標識などを設置するものとする。

イ. 設置方法については、別添「交通安全管理基準」を指針とする。

ウ. ダンプトラック等の輸送路には、特記仕様書で示す標識を設置するものとする。

(9) 道路標識などの維持

工事に際し、交通に支障のないよう道路標識などの施設を設置したときは、常にそれらの機能が完全に発揮されるよう、かつ標示板等にあっては、道路標識などの効果を妨げないように注意しなければならない。

5. 4. 4 交通安全の管理基準

(1) 道路工事に伴う道路標識等の設置基準

道路工事を行う場合の道路標識等の設置方法については、この基準によるものとする。

なお、この基準に規定されていない事項については、監督員の指示によるものとする。

ア. 通行止めを行って道路工事を施工する場合

(ア) 片側交互通行の場合

① 必要とする標識等

a. 標識等：道路工事中（213）、徐行（329）、お願い（要-24）、道路工事中（要-24）

道路使用、占用許可（協議）標示（要-25）及び補助標識

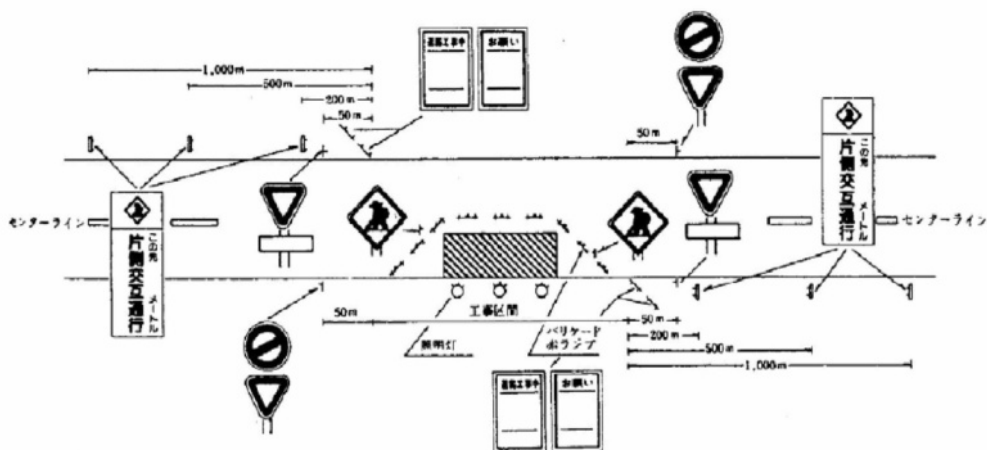
片側交互通行予告標示板

b. 防護施設等：バリケード、標識、信号機及び赤ランプ（または黄色灯）

注）片側交互通行予告標示板について

- ・非分離2車線道路において、片側交互通行制限によって施工するすべての工事箇所を設置する。
- ・工事施工箇所が移動する場合は、予告看板の設置位置についても移動させること。
- ・設置位置は、原則として該当工事現場の車両の停止位置の手前から200m、500m及び1,000mの地点に設置する。

② 設置の方法



- 注) 1. 道路工事を夜間に行う場合及び工事中の状態で現場を放置する場合には、赤色灯(または黄色灯)及び照明灯を必ず設置すること。
2. バリケード及び標柱は、状況に応じ併設すること。
3. [例] は進行方向に対する最小限の設置例を示しているので、反対方向についてもこれと同様とし、現地の状況に応じ適宜増設すること。
4. 工事箇所が移動した場合には、これに応じ標識等を設置例に適合させること。

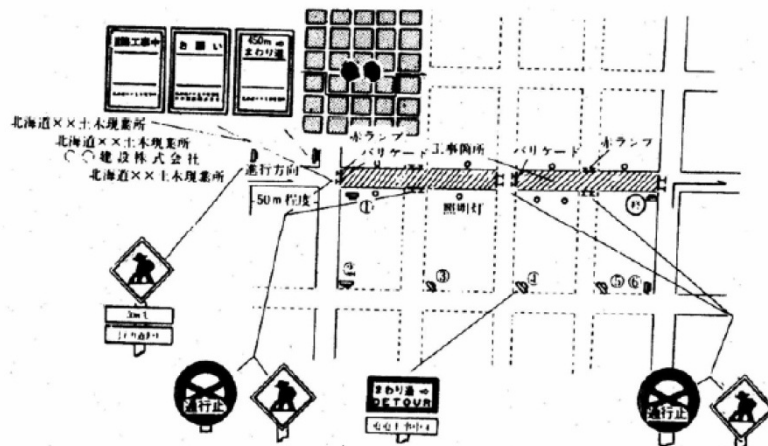
(イ) 全面通行止めの場合

① 必要とする標識等

- a. 標識等：道路工事中 (213)、徐行 (329)、通行止め (301)、
まわり道 (120A または B) (要-24) お願い (要-24)、道路工事中 (要-24)、
道路使用、占用許可 (協議) 標示 (要-25) 及び補助標識
- b. 防護施設等：バリケード、標識及び夜間にあつては赤色灯 (または黄色灯)

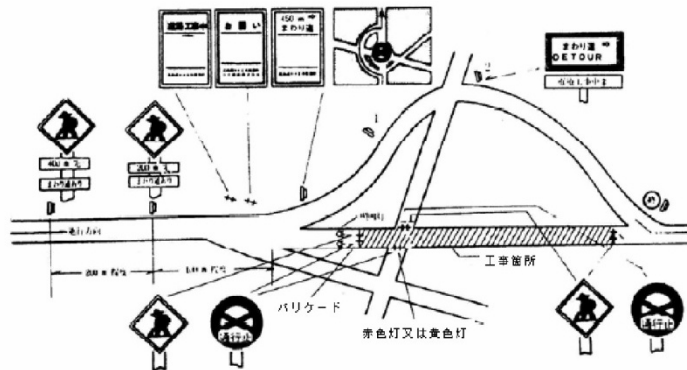
② 設置の方法

[例] 市街地の場合



〔例〕 郊外の場合

〔例〕 市街地の場合



- 注) 1. 道路工事を夜間に行う場合及び工事中の状態で見場を放置する場合には、赤色灯（または黄色灯）及び照明灯を必ず設置すること。
2. バリケード及び標柱は、状況に応じ併設すること。
3. 〔例〕は進行方向に対する最小限の設置例を示しているのので、反対方向についてもこれと同様とし、現地の状況に応じ適宜増設すること。
4. 工事箇所が移動した場合には、これに応じ標識等を設置例に適合させること。
5. 通行止め区間内に他の道路が交差している場合は、その道路の交通量その他の事情を考慮し、最低1車線の交通が確保できるよう努めること。

③4 車線以上の道路において、そのうち1車線を通行止めして工事を行う場合

- a. 片側交互通行の場合に準ずる。

イ. 道路上で軽易な工事（作業）を行う場合

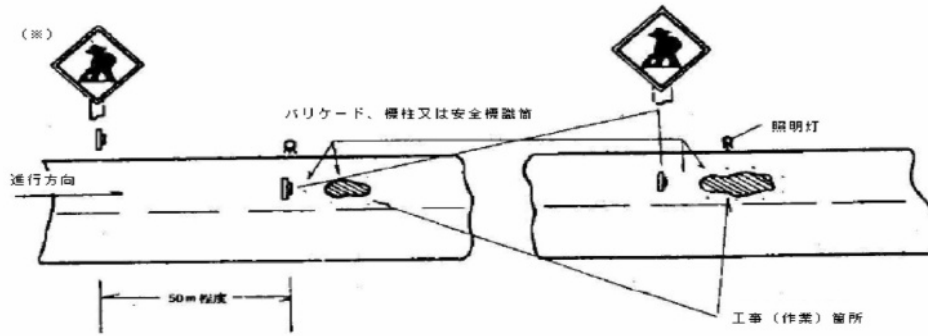
① 必要とする標識等

- a. 標 識 等 道路工事中 (213)、及び補助標識

- b. 防護施設等 バリケード、標柱作業標及び安全標識筒（セーフティコーン）

② 設置の方法

〔例〕



注) 1. 軽易な工事（作業）とは、道路の清掃・ライン引き・除草・簡易なパッチング等軽易な

維持、修繕を行う場合をいう。

2. 工事（作業）が夜間におよぶ場合、赤色灯（または黄色灯）及び照明灯を必ず設置する

こと。

3. (※) 印を付した道路工事中（213）の標識は、道路の見通し、交通量状況に応じ設置す

ること。

交通量の多い箇所では軽易な工事（作業）を行う場合は、特に車両の進行に支障とならな

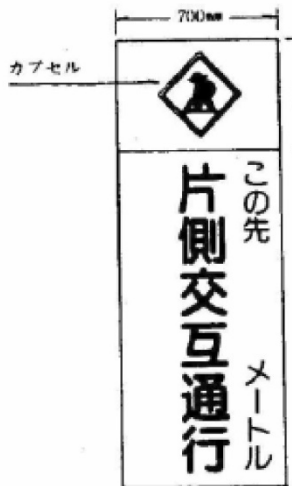
いようバリケードまたは標柱の設置に留意すること。

(2) 道路標識・補助標識板・標示施設及び防護施設の規格

標示板等の様式は他の通達等に定めるものの他、次に掲げるものとする。なお、警戒標は1.6倍、

規制標識は1.5倍を標準とする。ただし、道路の状況等により前者を1.3倍、後者を1.0倍とするこ

とができる。



〔例〕片側交互通行制限予告看板

- ・下地は白色とする。
- ・文字はこの先〇メートルは青文字、片側交互通行は赤文字とし、蛍光ペイントまたは反射シートとする。
- ・上部標識は、白色の下地に青で縁取りした板に標識令 213（全面カプセルレンズを使用）を明示すること。

(3) 道路標識板・補助標識板・標示施設及び防護施設の仕様

① 道路標識及び補助標識板

ア. 材 料

木製または金属製とし、木製の場合は針葉樹の2等材またはこれ以上のものを十分乾燥させたも

ので、気温・湿度の変化に耐えることができるものとする。また、その厚さは2.5cmとする。

イ. 塗 料

良質のペンキを2回塗るものとする。

ウ. 顔 料

長期にわたり変色しないものを用いる。

なお、標識板はまわり道（120-B）を除いて、反射材料を用いるものとする。また、補助標識板にあっても反射材料を使用するのが望ましい。ただし、夜間において遠方から確認しよう照明装置を施した場合はこの限りではない。

エ. 文字の形 文字の形は次に図示したものを基準とする。



オ. 文字の大きさ等

寸法の図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。

カ. 色 彩

図示の色を用い、詳細については ウ. によるものとする。

キ. 寸 法

図示の寸法を基準とする。

ク. 取り付け

- (ア) ボルト止めとし、座金及びナットは鉄製亜鉛メッキしたものとする。ただし、工事が短期間に完成するものについては、釘止めとすることができる。
- (イ) 標識板は2枚継ぎとし、両端にはそり止めを付け、でき上がりは所定の形状寸法とする。

ケ. 製品検査

検査の結果、次の(ア)～(カ)までに該当するものは不合格とする。

- (ア) 所定の形状、寸法と異なるもの。
- (イ) 文字（数字含む）、記号等の表示が正確、鮮明でないもの。
- (ウ) 色彩、色調または光沢が不良または不均一なもの。
- (エ) ひび割れ、はがれ、しわ、その他の著しい欠点があるもの。
- (オ) 板の継目にすき間、食い違いがあるもの。
- (カ) 板にゆがみが生じているもの。

② 標示施設及び防護施設

材料・塗装・顔料・文字の形・文字の大きさ・色彩・寸法・取り付け及び製品の検査については、

図示の例及び前記①の基準に準ずるものとする。

また、顔料については、標示施設にあつては、上1行（たとえば、まわり道 450m→、道路工事中など）は、反射材料を用いるものとする。

ただし、夜間において遠方から照明装置を施した場合はこの限りではない。